



令和 2 年 5 月 2 8 日

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ワキタと称し、英文では、Wakita & Co., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 建設機械・舶用機械・工作機械およびその他産業機械の製作・修理・賃貸・販売・リース並びに輸出入。
- (2) 金属製品・化学製品・電気製品・車両・船舶・輸送機・厨房機器・健康用機器および上記設備の製作・修理・賃貸・販売・リース並びに輸出入。
- (3) 土地建物等の売買・仲介および土地の造成建売並びに不動産の賃貸・管理。
- (4) 建築工事、土木工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、電気工事、鉄筋工事、舗装工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、造園工事、建具工事、水道施設工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事、管工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、板金工事、熱絶縁工事、電気通信工事、さく井工事、消防施設工事、清掃施設工事の設計、施工並びに請負。
- (5) 建築用資材、電設資材、家具、建具、木材、大工道具、日用品雑貨、衣料品、寝具、皮革製品、美術工芸品、宝石、楽器、娯楽用品、銃砲類、玩具、スポーツ用品、時計、眼鏡、書籍の賃貸・販売・リース並びに輸出入。
- (6) 映像機器・音響機器・通信機器・光学機器の製作・修理・賃貸・販売・リース並びに輸出入。
- (7) 飼料、農畜産物、動植物、水産物および食料品の販売並びに輸出入。
- (8) 医薬品、医療機器および化粧品の販売並びに輸出入。
- (9) 倉庫業。
- (10) 古物売買業。

- (11) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業。
- (12) 生命保険の募集に関する業務および旅行業法に基づく旅行業。
- (13) 金融業。
- (14) 工業所有権、著作権、ノウハウ等の無体財産権、システムエンジニアリング、ソフトウェアの企画、開発、取得、保全、利用、仲介および販売業。
- (15) 映画・ビデオフィルムの制作および配給業。
- (16) ホテル、レストラン、喫茶店および駐車場の経営。
- (17) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業。
- (18) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業。
- (19) 情報処理・提供サービス業、広告業。
- (20) 広告代理店業およびディスプレイ業。
- (21) 各種講演会、講習会、セミナー、イベントの企画、立案、開催。
- (22) 出版業。
- (23) 酒類の輸入および販売。
- (24) 高圧受変電装置(キュービクル)の賃貸・販売・リースおよび保守管理業務。
- (25) 電力の発電および供給事業。
- (26) 貨物利用運送事業、一般貨物自動車運送事業および貨物軽自動車運送事業。
- (27) インターネット等のネットワークシステムを利用した通信販売業およびインターネットオークションの企画、運営。
- (28) 産業廃棄物の収集運搬および処分業。
- (29) 介護用品及び介護用機器の賃貸・販売。
- (30) 測量機器の賃貸・販売。
- (31) 前各号およびこれに付帯または関連する事業の調査・研究並びにコンサルタント業。
- (32) 前各号に付帯または関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1億4,995万9,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 5 月に招集する。

2. 臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第 25 条 取締役会は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株

主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 28 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集手続)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第 31 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める

ことができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当等の除斥期間)

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。